

さいたま市議会 桶本 大輔 議長

## 抗議文

平成 27 年 10 月 16 日のさいたま市議会で「さいたま市市民活動サポートセンター条例」が改正され、来年度から指定管理者制度をとりやめ、市が直営で運営することが決定されました。その理由は 14 団体が「政治活動」を行っており、登録団体としてふさわしくなく、それらの活動を許している指定管理者は問題であるという指摘が根拠になっています。

貴議会は、議会で議論していることを市民活動団体がとりあげること自体が「政治活動」であるという一部議員の意見を根拠にして今回の議決に至りました。この考え方からすると、まちづくりや環境保全、福祉活動などほぼ全ての領域の市民活動が「政治活動」となってしまいます。そういった解釈のもと提案され、貴議会が議決された内容は、市民活動の発展を阻害するものでしかありません。加えて、市民活動団体が市議会に請願を行ったことをも「政治活動」と解され、問題視されていること自体にも驚きと強い疑念を抱いています。

以上の理由から私たち、きょうと NPO センターは、今回のさいたま市議会の議決に対して強く抗議します。

本来、政治と市民活動は密接な関係にあるものです。地域の課題解決には議会とのパートナーシップが重要ですし、政策提言も重要な市民活動の機能であり役割です。その中で、当然、原発推進を主張する団体があってもいいですし、反対を主張し取り組みを進める団体があってもいい。同じように安保賛成、反対双方の団体があってもいいと考えます。そのような多様性と議論の保障は市民社会にとって不可欠です。闊達な地域での多様な活動を萎縮させることにつながる、今回の議決に強い危機感と怒りを覚えます。万事公論に決すべき熟議のための議会制度の破壊そのものといえます。議会自らがそうしたことをしてはいけません。

私たちも平成 15 年から京都市市民活動総合センターを運営してまいりました。指定管理者として、高い倫理観と志をもち、市民社会の成熟と市民サービスの向上に誇りと情熱をもって取り組んで来たと自負しています。

この 12 年間で政治活動と市民活動の問題に関して、同様の指摘を受けたことも数度あります。しかし、その度に指摘して頂いた方と、話し合いを基調とする努力で相互の理解を深め乗り越えてきました。運営上の課題があるのなら指定管理者制度の枠内においてまずは解決すべきです。ルールを勝手につくりかえるべきではありません。

今回の議決は遺憾の極みであり、市民活動を支え、市民社会の発展に努力してきた立場として看過できません。私たちは、本質を踏まえた議論が再び貴議会で真摯に行われ、市民活動と政治活動の関係を的確に整理されることを強く望みます。その上で、市民活動と議会とのパートナーシップが健全に機能することを願っています。

平成 27 年 10 月 16 日

特定非営利活動法人 きょうと NPO センター

理事長 中村 正